



# 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金

(4、5、6月分)

2021年4月、5月、6月に実施された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等に伴い、酒類の提供自粛等を伴う飲食店等の休業・時短営業の影響を受けて、売上が30%以上減少した県内の酒類販売事業者等の皆様に対し、協力支援金を給付します。

## 申請期間

2021年8月19日(木) ~ 2021年11月15日(月)

※7月分については、9月上中旬に申請受付を開始する予定です。

## 給付額

### ・給付金額

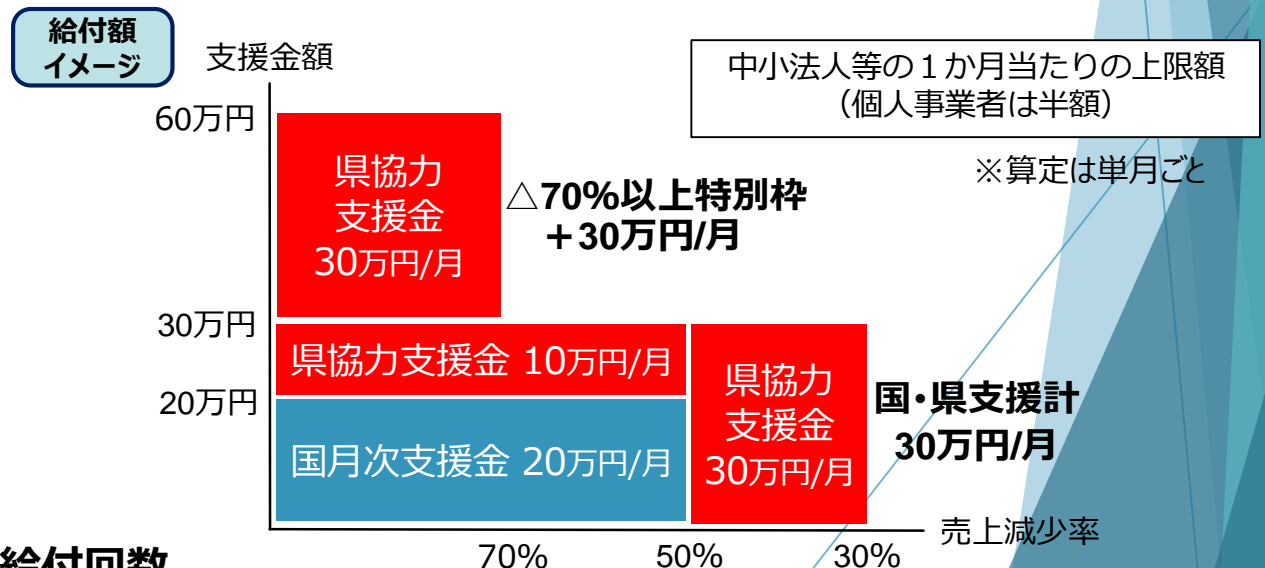
対象月(\*)の売上減少額から国の月次支援金(裏面参照)を控除した額

\*2021年4月、5月、6月のうち、酒類の提供停止等を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等との直接・間接の取引による影響を受けて、2019年又は2020年の同月比で売上が30%以上減少した月

### ・給付上限額

売上減少率	中小法人等	個人事業者
30%以上50%未満	30万円/月	15万円/月
50%以上70%未満	10万円/月	5万円/月
<u>70%以上</u>	40万円/月 (10万円+【特別枠】30万円)	20万円/月 (5万円+【特別枠】15万円)

特に大きな影響を受ける売上減少率70%以上の方には、【特別枠】で上限額を増額！



### ・給付回数

1事業者につき1回限り(4, 5, 6月分まとめて給付)

※店舗単位、事業単位ではなく、事業者単位で給付します。

## 国の月次支援金とは

経済産業省HP

[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)



2021年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等を対象に経済産業省が給付する支援金。

本協力支援金では・・・

売上減少率50%以上  
の月がある場合

要件！

国の月次支援金の受給

## 主な給付要件

1	埼玉県内に本店・住所を有する中小法人等又は個人事業者であること。
2	酒類販売事業者又は酒類製造事業者であること。
3	酒類の提供停止等を伴う時短営業要請等に応じた飲食店等との取引があることによる影響を受けていること。
4	埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金の受給者ではないこと（予定を含む）。

## 申請方法等

### 申請方法

**電子申請** ※郵送でも申請できます

○給付要件等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

### 埼玉県HP

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/shurui-shienkin.html>



### 申請書の入手方法

埼玉県HPからダウンロードもしくは、お近くの配布機関で申請書類を入手してください。

#### 【配布機関】

- ・埼玉県庁県民案内室（本庁舎1階東側）
- ・埼玉県庁産業支援課（本庁舎4階南側）
- ・県内の各市役所、各町村役場、さいたま市の各区役所
- ・県内の各地域振興センター
- ・県内の各商工会議所及び商工会

【お問合せは 埼玉県酒類販売事業者等協力支援金 事務局 まで】

電話：048-658-7701（午前9時～午後6時（土日祝日を含む））